

指定障害福祉サービス（共生型生活介護、共生型短期入所）

「共生型ホームだいがぼう」利用契約書

株式会社サンライズコーポレーション（以下、事業者）が実施する障害福祉サービス（共生型生活介護、共生型短期入所）を利用するにあたり、利用契約書の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記の通り契約を締結します。

第1条 （契約の目的）

共生型ホームだいがぼうは、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

第2条 （契約期間と更新）

本契約の契約期間は、契約締結の日から障害支援区分認定有効期間の満了日までとします。

- 2 契約期間満了の30日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 （サービス計画の作成・変更）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、共生型生活介護、共生型短期入所の計画（「共生型居宅サービス計画」という）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 共生型居宅サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は、共生型居宅サービスの作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めるものとする。
- 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した共生型居宅サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、日々の様態、希望等を勘案し、随時適切なサービスを組み合わせた支援を行うものとする。
- 4 介護支援専門員は、共生型居宅サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 5 介護支援専門員は、共生型居宅サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、共生型居宅サービス計画の実施状況を把握するものとする。

第4条 (サービスの内容及びその提供)

利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」(以下、「説明書」という。)に定めたとおりです。

- 2 事業者は、前項の「説明書」を、その内容につき、利用者及びその家族に説明し書面による同意を得た上で、交付します。
- 3 事業者は、「共生型居宅サービス計画」に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
- 4 事業者は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。
- 5 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後5年間保管し、利用者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

第5条 (緊急時の対応)

事業者は、現にサービスの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医師又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

第6条 (相談支援専門員、居宅サービス事業者との連携)

事業者は、サービス提供に当たり、相談支援専門員、居宅サービス事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

第7条 (秘密保持・個人情報の保護)

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報(個人情報保護法における定義に従います。)を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 前項の規定にかかわらず事業者は、以下の場合に限り、利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
 - (一) サービスの提供を受けるに当たって、サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
 - (二) 上記(一)の外、サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
 - (三) 現にサービスの提供を受けている場合で、利用者が体調を崩し又は怪我等で病院へ行った時で、医師・看護師等に説明をする場合
 - (四) サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
 - (五) 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合
- 3 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第8条 （賠償責任）

事業者は、サービスの提供に当たって、故意または過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意または過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況に応じ損害賠償を減ずることができるものとします。

- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の症状及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して障害が発生した場合
 - (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して障害が発生した場合
 - (4) 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第9条 （利用者負担金及びその変更）

利用者は、サービスの対価として「説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。

- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。
- 3 事業者は、提供するサービスのうち、障害者総合支援法の適用を受けないものがある場合は、特にそのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第10条 （利用者負担金の支払い）

サービスが障害者総合支援法の適用を受ける場合には、原則として障害者総合支援法に基づき支払いいただきます。

第11条 (利用者負担金の滞納)

利用者が正当な理由なく乙に支払うべき利用料を6ヶ月以上滞納した場合には、事業者は、文書により契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 前項の催告をしたときは、事業者は利用者の日常生活を維持する見地から「共生型居宅サービス計画」の変更、保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解除することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第12条 (契約の終了)

次の事由に該当した場合にはこの契約は終了します。但し、終了事由が発生し契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- (1) 利用者の障害支援区分認定されなかったとき。
- (2) 利用者が介護保険の要支援・要介護認定を受けたとき。
- (3) 第11条、第13条又は第14条に基づき、本契約が解除された場合。
- (4) 利用者が死亡した場合。

第13条 (利用者の解約権)

利用者は事業者に対して、契約満了日の30日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合には、直ちにこの契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合には、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- (2) 事業者が、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき。

第14条 （事業者の解約権）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- （1）利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- （2）第11条による場合。
- （3）利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第15条 （契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ障がい支援事業者に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

第16条 （苦情処理）

事業者は、利用者又はその家族からの障害福祉サービスに関する相談、苦情に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

2 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いはいたしません。

3 利用者は、障害者総合支援法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。

第17条 （利用者）

利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を指示してこれを行うこととします。

第18条 （裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所とすることに同意します。

第19条 (契約外事項)

この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところによります。

第20条 (協議事項)

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記契約を証する為、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日
 < 利用者 >

住所

氏名 _____ 印 _____

＜ 利用者代理人 ＞

住所

氏名 _____ 印 _____

＜ 事業者 ＞

住所 大分県中津市大字大悟法 662 番地 1

法人名 株式会社 サンライズコーポレーション

施設名 共生型ホーム だいがぼう

代表者 袖澗 大地 印

共生型ホームだいがぼう重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

株式会社サンライズコーポレーション（以下、事業者）が実施する共生型ホームだいがぼうは、障害のある方に対し、適正な障害福祉サービスを提供することにより身体状況の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域 大分県中津市（旧中津市及び旧下毛郡三光村）

事業所名 共生型ホームだいがぼう

指定番号 4410300778

所在地 大分県中津市大字大悟法 662 番地 1

管理者の氏名 橋本 潤土（はしもと じゅんじ）

電話番号 0 9 7 9 - 3 2 - 0 0 7 7

F A X 番号 0 9 7 9 - 3 2 - 0 0 9 9

サービスを提供する地域 大分県旧中津市及び旧下毛郡三光村

(2) 登録定員 2 9 名

通所サービスの利用定員 1 8 名

宿泊サービスの利用定員 9 名

(3) 営業日 3 6 5 日

(4) 営業時間

通いサービス 9 時 ～ 1 6 時

宿泊サービス 1 6 時 ～ 9 時

（営業時間の基本は上記のとおりとするが、緊急時及び利用者の必要に応じて柔軟に対応するものとする。）

(5) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	合計
管理者	業務の一元的な管理		1 名		1 名
看護師又は 准看護師	心身の健康管理 口腔衛生と機能のチェック及び 指導、保健衛生管理	1 名以上		1 名以上	2 名以上
介護支援専門員	共生型居宅サービス計画 の作成等		1 名		1 名
介護職員	介護業務	6 名以上	2 名	1 名	9 名以上

(6) 設備の概要

- 宿泊室 9 室
利用者の居室は、個室（定員 1 名）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。
- 食 堂
利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。
なお、居間、食堂は同一場所としています。
- 浴 室
浴室には利用者が使用しやすい、家庭的な浴槽を設けます。
- その他の設備
設備としてその他に、台所等の設備を設けます。

3. サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した共生型居宅サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案する。

事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるようサービスを提供し又は必要な支援を行うものとする。

日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を整えています。

- ・ 通いサービス…事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・ 宿泊サービス…事業所にて宿泊し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

4. 利用料金

障害者総合支援法に基づき支払いいただきます。

■ その他の費用

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う
送迎・訪問サービスに要する費用：走行距離 1 k mにつき 50 円
- (2) 食事の提供に要する費用（おやつ代含む）（食材料費及び調理費用相当額）

朝食	4 0 0 円
昼食	7 0 0 円
夕食	7 0 0 円

食事を利用しない場合のおやつ提供に要する費用

おやつ代	1 0 0 円
------	---------
- (3) おむつ代 実費
- (4) 日常生活費 実費

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用変更の場合はご連絡ください。当日変更に関しては利用料が発生します。
- ② 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④ 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災マニュアルを作成し、年2回以上利用者及び従業員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

事業所は、サービス提供時に利用者の病状が急変した場合には、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

・当書類に記載している利用者代理人へ連絡いたします。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においても同様です。

10. 利用者の尊厳

- ① 利用者の人権・プライバシー保護のため従業員教育を行い、尊厳を護ります。
- ② 利用者の日常の写真を広報する場合があります。
- ③ 居室以内での見守り対策について

利用者の安全と事故防止のため見守りセンサーとカメラを設置しています。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

大分県中津市大字大悟法 662 番地 1 共生型ホームだいごぼう

管理者 橋本 潤士

② 公的機関においても、次の期間において苦情申し出ができます。

中津市役所 介護保険担当課 電話番号 0 9 7 9 - 2 2 - 1 1 1 1

大分県国民健康保険団体連合会 電話番号 0 9 7 - 5 3 4 - 8 4 7 0

13. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

① 協力医療機関

酒井外科病院 住所：中津市中央町 1 丁目 1 - 4 3
電話：0 9 7 9 - 2 2 - 0 1 9 2

はらおか歯科医院 住所：中津市大字永添 1 3 0 番地 1
電話：0 9 7 9 - 2 3 - 8 2 4 1

② 協力介護施設

社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団
介護老人福祉施設いずみの園 住所：中津市大字永添 2 7 4 4 番地
電話：0 9 7 9 - 2 3 - 1 6 1 6

14. 損害賠償について

施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

共生型ホームだいがぼうの利用開始に際し、本書面（重要事項説明書）に基づき説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者

所属 共生型ホームだいがぼう

氏名 _____ 印

重要事項の小規模多機能ホームだいがぼうサービス利用について説明を受け、その内容について

同意します。

同意しません。

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、同意し、受領いたしました。

令和 年 月 日

< 利用者 >

住所

氏名

印

< 利用者代理人 >

住所

氏名

印

< 事業者 >

住所 大分県中津市大字大悟法 662 番地 1

法人名 株式会社 サンライズコーポレーション

施設名 共生型ホーム だいがぼう

代表者 袖澗 大地

印